

災害時等における要配慮者等への情報一斉配信システムの導入について

1 目的

風水害などによる被害が発生した際、高齢者や障害者など、いわゆる「要配慮者」といわれる人たちは、情報の入手が困難な場合が多く、もっとも被害を受けやすい弱い立場にあることから、要配慮者に対し電話による情報発信を行い、円滑な避難につなげようとするものです。

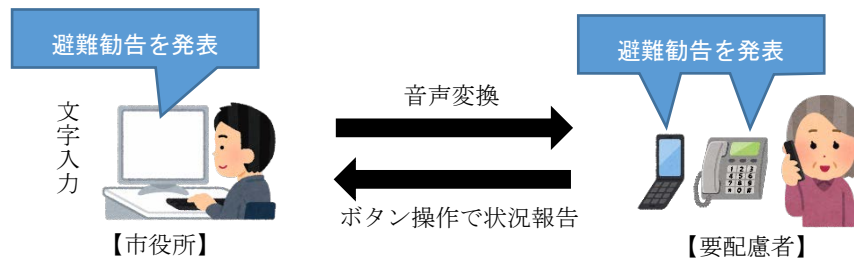
2 事業の概要

避難勧告等、避難情報を出す際に、文字情報を自動で音声変換し、登録している宛先(固定電話・携帯電話)へ一斉送信します。受信者は電話機のプッシュで確認状況等、回答が可能で、回答されたデータは市で集計できます。

高齢者等インターネットやメールを利用しない方でも、電話により避難情報等の受信が可能になります。

尚、聴覚障害者にはメール、SMSを使い文字情報での送信も可能です。

・イメージ図



※参考 既存の伝達手段: 防災ねっとあかし、メール、ホームページ、テレビの文字情報、防災無線、広報車等

3 対象者

明石川流域の災害時要配慮者約1,800人のうち登録希望者
次年度以降、対象地域等の拡大を検討していきます。

4 開始時期

令和3年7月頃予定

5 予算

1,200千円(使用料)